

<介護保険サービス>

別記：1

イ. 看護小規模多機能型居宅介護費

事業所 区分	要介護度	基本料金	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
同一 建物 以外	要介護1	124,470円	12,447円	24,894円	37,341円
	要介護2	174,150円	17,415円	34,830円	52,245円
	要介護3	244,810円	24,481円	48,962円	73,443円
	要介護4	277,660円	27,766円	55,532円	83,298円
	要介護5	314,080円	31,408円	83,298円	94,224円
事業所 区分	要介護度	基本料金	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
同一 建物	要介護1	112,140円	11,214円	22,428円	33,642円
	要介護2	156,910円	15,691円	31,382円	44,134円
	要介護3	220,670円	22,067円	44,134円	66,201円
	要介護4	250,170円	25,017円	50,034円	75,051円
	要介護5	282,980円	28,298円	56,596円	84,894円

*登録定員を超えている場合若しくは人員配置不足、およびサービスの算定月における提供回数について、一人当たりの平均回数が週あたり4回に満たない場合には、上記額の70/100を乗じた金額を算定します。

*身体的拘束廃止に向けての取り組みとして、身体的拘束適正化の指針整備や適正化委員会の開催、定期的な職員研修の実施等を行っていない場合は、上記額の99/100を乗じた金額を算定します。

*虐待防止に向けての取り組みとして、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、指針を整備していない、年1回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合は、上記額の99/100を乗じた金額を算定します。

*業務継続に向けての取り組みとして、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合且つ当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合、上記額の99/100を乗じた金額を算定します。

*同一建物減算の適用を受ける利用者の区分支給限度基準額の管理については、当該減算を受けないものとの公平性を期するため、減算の適用前（同一建物以外）の単位数を用います。

*主治の医師から、末期の悪性腫瘍その他※①別に厚生労働大臣が定める疾病等により訪問看護を行う必要がある旨の指示を受けた場合は、ひと月につき、下記料金を減算します。

項目	要介護度	基本単位	減算額		
			1割負担	2割負担	3割負担
末期の悪性腫瘍等により医療保険の訪問看護が行われる場合 (1月につき)	要介護1～3	－9,250円	－925円	－1,850円	－2,775円
	要介護4	－18,500円	－1,850円	－3,700円	－5,828円
	要介護5	－29,140円	－2,914円	－5,828円	－8,742円
※別に厚生労働大臣が定める疾病等①により頻回な医療保険の訪問看護が行われる場合 (1日につき)	要介護1～3	－300円	－30円	－60円	－90円
	要介護4	－600円	－60円	－120円	－180円
	要介護5	－950円	－95円	－180円	－285円

<介護保険サービス>

□. 加算 サービス内容等に応じて加算されます。

項目	要件	基本単位	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
初期加算	当事業所に登録した日から30日以内の期間について算定します。30日を超える入院入所後に利用を再開した場合も同様です。	300円/日	30円	60円	90円
認知症加算Ⅲ	日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められ、介護を必要とする利用者に対して算定します。	7,600円/月	760円	1,520円	2,280円
認知症加算Ⅳ	周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする要介護2の利用者に対して算定します。	4,600円/月	460円	920円	1,380円
退院時共同指導加算	入院中又は入所中の者が退院又は退所するにあたり、当事業所の看護師等と退院時共同指導を行った後、退院後に初回訪問看護サービスを行った場合に算定します。	6,000円/回 退院・退所につき	600円	1,200円	1,800円
以下に掲げる項目は区分支給限度基準額の対象外となります。					
緊急時対応加算	利用者の同意を得て、利用者又は家族等と24時間連絡でき、計画されていない緊急時の訪問を必要に応じて行う体制にある場合に算定します。	7,740円/月	774円	1,548円	2,322円
特別管理加算Ⅰ	別に厚生労働大臣が定める状態※②のイに該当する状態にある者に対してサービスを行う場合に算定します。	5,000円/月	500円	1,000円	1,500円
特別管理加算Ⅱ	別に厚生労働大臣が定める状態※②のロ～ホに該当する状態にある者に対してサービスを行う場合に算定します。	2,500円/月	250円	500円	750円
※ターミナルケア加算	在宅又は当事業所内で死亡した利用者に対して、利用者又は家族等の同意を得て、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日（別に厚生労働大臣が定める疾病①及び急性憎悪等の場合は1日）以上、ターミナルケアを行った場合に算定します。	25,000円/ 死亡月に1回	2,500円	5,000円	7,500円
看護体制強化加算Ⅰ	厚生労働大臣が定める基準に適合している事業所が、医療ニーズの高い利用者へのサービス提供を強化した場合に算定します。	30,000円	3,000円	6,000円	9,000円
総合マネジメント体制強化加算Ⅰ	利用者の状況の変化に応じ多職種協同で計画を見直し、地域の病院等他の関係施設に対して当事業所が提供できるサービスの具体的な内容に関して情報提供を行っている場合に算定します。	12,000円/月	1,200円	2,400円	3,600円
サービス提供体制強化加算Ⅱ	従業者の研修及び会議等の基準を満たし、さらに従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が50/100以上の場合に算定します。	6,400円/月	640円	1,280円	1,920円
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	厚生労働大臣が定める基準に適合し、従業者の賃金改善の継続的な取り組み、資質の向上、労働環境の改善等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。	+ 所定単位×149/1000 (ひと月につき)			

<介護保険サービス>

※①の内容は次のとおりです。

多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ三以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る）をいう）、多系統縮症（線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレガー症候群）、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態

※②の内容は次のとおりです。

- イ. 医科診療報酬点数表に掲げる・在宅悪性腫瘍患者指導管理・在宅気管切開患者指導管理を受けている状態・気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態
- ロ. 医科診療報酬点数表に掲げる・在宅自己腹膜灌流指導管理・在宅血液透析指導管理・在宅酸素療法指導管理・在宅中心静脈栄養法指導管理・在宅成分栄養経管栄養法指導管理・在宅自己導尿指導管理・在宅持続陽圧呼吸法指導管理・在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症指導管理を受けている状態
- ハ. 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- ニ. 真皮を超える褥瘡の状態
- ホ. 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

※③ターミナルケア加算

厚生労働省『人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン（平成30年3月）』に沿った手順書に基づいて意思決定支援を行います。

<介護保険サービス>

別記：2

イ. 短期利用居宅介護費（短期利用居宅介護費は日額です）

事業所 区分	要介護度	基本料金 (1日につき)	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
短期 利用 居	要介護1	5,710円	571円	1,142円	1,713円
	要介護2	6,380円	638円	1,276円	1,914円
	要介護3	7,060円	706円	1,412円	2,118円
	要介護4	7,730円	773円	1,546円	2,319円
	要介護5	8,390円	839円	1,678円	2,517円

ロ. 加算

項目	要件	利用者負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
認知症行動・心理症状緊急 対応加算	医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅介護が困難であり、緊急に短期利用居宅介護を利用することが適当と判断した者にサービスを提供した場合、利用開始日から起算して7日間を限度に算定します。	200円/日	400円/日	600円/日

以下に掲げる項目は区分支給限度基準額の対象外となります。

サービス提供体制強化 加算Ⅰ	従業者の研修及び会議等の基準を満たし、さらに従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が50/100以上の場合に算定します。	21円/日	42円/日	63円/日
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	厚生労働大臣が定める基準に適合し、従業者の賃金改善の継続的な取り組み、資質の向上、労働環境の改善等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。	+ 所定単位×149/1000 (ひと月につき)		